

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

本市では、区域設定を行うにあたり、中学校区を基本単位に、隣接する複数中学校区の組み合わせを行い、区域を設定しています。

(1) 教育における提供区域について

以下の3点を考慮し、市内全域を1区域としています。

- ・教育施設の区域設定では、多くの幼稚園施設において送迎用バスを運行し、広域的な範囲をカバーしていること
- ・市の北部地域には教育施設数が1つであり、施設の設置状況が均一でない状況がみられること
- ・建学精神・教育理念への賛同といった、移動の容易性によらない利用希望が想定されていること

(2) 保育における提供区域について





以下の2点を考慮し、市の中でも特徴が異なる北部区域をまず1地区とし、残る南部地域を人口などに配慮し、市内を縦断する県道414号線を区切りに東西で分け、中央東地区・中央西地区としています。

- ・本市は南北に長い特徴を持つこと
- ・市を縦断する形で主要道路が敷かれていること

【教育・保育の提供区域】

認定区分	提供区域	対象児童年齢
1号認定（教育）	1区域（全域）	3～5歳
2号認定（保育）	3区域	3～5歳
3号認定（保育）	3区域	0歳
		1歳
		2歳

【教育・保育の提供区域の概要】

認定区分	提供区域	区域図	概要	
1号認定	全域		対象中学	市内全 13 校
			中学生徒数	3,338 人
			人口	127,558 人 (令和6年4月1日時点)
			面積	389.08 km ²
			人口密度	327 人/km ²
2号認定・3号認定	北部区域		対象中学	井之頭 西富士 北山 上野 柚野
			中学生徒数	427 人 (全体に占める割合 約 13%)
			自然豊かな地域で、地区の大半が山林であり、白糸の滝や朝霧高原など、観光資源が集中した地域から構成。	
	中央西区域		対象中学	一中 三中 四中 芝川
			中学生徒数	1,470 人 (全体に占める割合 約 44%)
			県道 414 号線より西側の地域で、富士地区で最大級の商業施設を有する。旧芝川地域を含み、中央東地区と同様に市の中心的な地域。	
	中央東区域		対象中学	二中 大富士 富士根南 富士根北
			中学生徒数	1,441 人 (全体に占める割合 約 43%)
			県道 414 号線より東側の地域で国道 139 号線が南北を縦断し、住宅が密集する万野地区や小泉地区を含む地域などから構成。	

(令和6年5月1日現在)

(3) こども人口の見込み

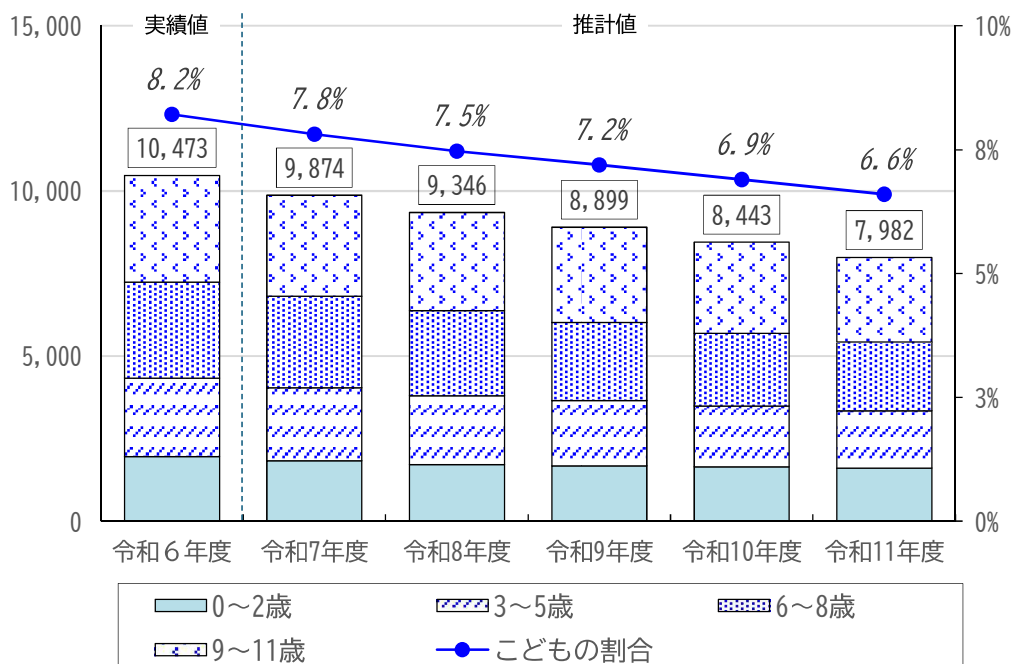
令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、富士宮市の人口を推計すると、下表のとおりになります。

多くの自治体で人口減少が進んでいるなか、富士宮市においても毎年度1,200～1,400人程度の減少が継続すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和11年度では121,003人と、令和6年4月時点（127,558人）より6,555人減少すると推測されます。

また、子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下のこどもの人数は、いずれの年齢層も減少傾向で、令和11年度では7,982人、総人口に占めるこどもの割合は6.6%まで減少することが推測されます。

【人口推計】

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	127,558	126,330	125,062	123,748	122,395	121,003
子どもの人数	10,473	9,874	9,346	8,899	8,443	7,982
子どもの割合	8.2%	7.8%	7.5%	7.2%	6.9%	6.6%
9～11歳	3,241	3,066	2,970	2,882	2,752	2,560
6～8歳	2,896	2,766	2,572	2,360	2,200	2,075
3～5歳	2,373	2,211	2,086	1,977	1,845	1,735
0～2歳	1,963	1,831	1,718	1,680	1,646	1,612



【各歳児別人口推計】

年齢	実績値	推計値				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	577人	563人	551人	540人	529人	518人
1歳	676人	590人	575人	563人	552人	540人
2歳	710人	678人	592人	577人	565人	554人
3歳	702人	711人	679人	593人	579人	567人
4歳	801人	699人	708人	676人	591人	577人
5歳	870人	801人	699人	708人	675人	591人
6歳	912人	870人	801人	699人	708人	676人
7歳	991人	908人	866人	798人	696人	705人
8歳	993人	988人	905人	863人	796人	694人
9歳	993人	992人	987人	904人	862人	795人
10歳	1,083人	993人	992人	987人	904人	862人
11歳	1,165人	1,081人	991人	991人	986人	903人
0～2歳	1,963人	1,831人	1,718人	1,680人	1,646人	1,612人
3～5歳	2,373人	2,211人	2,086人	1,977人	1,845人	1,735人
6～8歳	2,896人	2,766人	2,572人	2,360人	2,200人	2,075人
9～11歳	3,241人	3,066人	2,970人	2,882人	2,752人	2,560人
合計	10,473人	9,874人	9,346人	8,899人	8,443人	7,982人

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

本市では、令和6年12月現在、私立幼稚園が9箇所、公立保育園が13箇所、私立保育所が1箇所、私立認定子ども園が10箇所、私立小規模保育所が8箇所、企業主導型保育所が5箇所あります。各園の入所状況は、歳児によって様々です。なお、令和7年4月から私立幼稚園の2箇所が認定子ども園に移行し、2号認定の保育定員を設ける予定です。保育の多様なニーズや子育て支援事業に対応するために、公立保育園の多機能化を検討します。

(1) 教育事業

■ 1号認定（保育の必要性のない3歳から5歳の児童）

幼稚園及び教育・保育の機能を併せ持つ認定子ども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長することを目的としています。

現状

令和6年4月1日現在で、新制度幼稚園は9箇所、認定子ども園（幼稚園部）は10箇所となっています。1号認定の利用者数は減少しており、令和6年度では1,056人と、この5年間で448人少なくなっています。

実績	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
利用者数（人）	1,504		1,393		1,315		1,210		1,056	
実施箇所数（箇所） <幼稚園・認定子ども園>	19		19		19		19		19	
	新制度 未移行 幼稚園	新制度幼稚園、 認定子ども園 (幼稚園部)等	新制度 未移行 幼稚園	新制度幼稚園、 認定子ども園 (幼稚園部)等	新制度 未移行 幼稚園	新制度幼稚園、 認定子ども園 (幼稚園部)等	新制度 未移行 幼稚園	新制度幼稚園、 認定子ども園 (幼稚園部)等	新制度 未移行 幼稚園	新制度幼稚園、 認定子ども園 (幼稚園部)等
	8	11	5	14	1	18	0	19	0	19

今後の方向性

施設面では充足していますが、1号認定の利用者減少を鑑み、認定子ども園幼稚園部、幼稚園での供給体制を維持できるよう、幼稚園の認定子ども園への移行を含め、施設への支援を行っていきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	991	928	883	827	781
供給（人）	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
特定教育・保育施設	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	96	159	204	260	306

(2) 保育事業

保育所、認定こども園（保育園部）及び小規模保育所などは、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

ア 2号認定（保育が必要となる3歳から5歳の児童）

現状

令和6年4月1日現在で、保育所は14箇所、認定こども園（保育園部）は10箇所です。令和7年度に幼稚園2箇所が認定こども園に移行します。利用者数は緩やかに減少し、1,385人です。減少はしているものの、出生数の減少に対して、保育を必要とする傾向は上向いています。

実績	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
利用者数（人）	1,567		1,564		1,522		1,426		1,385	
実施箇所数（箇所） ＜保育所・認定こども園＞	24		24		24		24		24	
	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)	保育所 (公・私)	認定こども園 (保育園部)
	14	10	14	10	14	10	14	10	14	10

今後の方向性

1号認定利用者の減少と保育を必要とする傾向から、幼稚園の認定こども園への移行が考えられます。供給体制として、既存施設の認定こども園への移行を支援するとともに、社会情勢を踏まえながら、公立保育園の在り方、定員調整及び統廃合等の検討を行い、全体の需給バランスを図ってまいります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	1,271	1,199	1,135	1,060	998
供給（人）	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
供給－需要（人）	496	568	632	707	769

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	192	178	159	148	136
供給（人）	203	203	203	203	203
供給－需要（人）	11	25	44	55	67

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	493	447	420	392	376
供給（人）	816	816	816	816	816
供給－需要（人）	323	369	396	424	440

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	586	574	556	520	486
供給（人）	748	748	748	748	748
供給－需要（人）	162	174	192	228	262

イ 3号認定（保育が必要となる0歳から2歳の児童）

現状

令和6年4月1日現在で、保育所は14箇所、認定こども園（保育園部）は10箇所、小規模保育所は8箇所、企業主導型保育所は5箇所となっています。令和6年4月の利用者数は846人で、人口に対する利用者数はいずれの歳児でも増加傾向にあり、特に1歳でその傾向が強くなっています。

実績		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
利用者数 (人)	0歳	197			173			191			186			157		
	1歳	403			391			371			377			399		
	2歳	445			450			439			415			420		
	合計	1,045			1,014			1,001			978			976		
実施箇所数（箇所） ＜保育所、認定こども園等＞		37			37			37			37			37		
		保育教育	小規模	企業主導	保育教育	小規模	企業主導	保育教育	小規模	企業主導	保育教育	小規模	企業主導	保育教育	小規模	企業主導
		24	8	5	24	8	5	24	8	5	24	8	5	24	8	5

※0歳児の利用者数については、令和2年度～令和5年度は3月1日現在の利用者数。令和6年度は見込みを含んだ年度末の利用者数。

今後の方向性

隣接地域への施設利用や、定員の弾力運用による対応と合わせて、既存施設の認定こども園への移行を支援するとともに、社会情勢の変化に注視しながら、公立保育園の在り方、定員調整及び統廃合等の検討を行い、全体の需給バランスの調整を図ります。

【0歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	174	170	167	163	160
供給（人）	227	227	227	227	227
特定教育・保育施設	181	181	181	181	181
小規模保育事業	37	37	37	37	37
企業主導型保育事業（地域枠）	9	9	9	9	9
供給－需要（人）	53	57	60	64	67

【1歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	366	342	332	323	315
供給（人）	413	413	413	413	413
特定教育・保育施設	354	354	354	354	354
小規模保育事業	51	51	51	51	51
企業主導型保育事業（地域枠）	8	8	8	8	8
供給－需要（人）	47	71	81	90	98

【2歳（市域全体）】

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	421	384	375	367	360
供給（人）	466	466	466	466	466
特定教育・保育施設	411	411	411	411	411
小規模保育事業	48	48	48	48	48
企業主導型保育事業（地域枠）	7	7	7	7	7
供給－需要（人）	45	82	91	99	106

【0歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
需要（人）	21	20	20	18	18
供給（人）	27	27	27	27	27
特定教育・保育施設	27	27	27	27	27
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	6	7	7	9	9

提供区域【中央西】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
需要（人）	83	82	80	78	76
供給（人）	106	106	106	106	106
特定教育・保育施設	88	88	88	88	88
小規模保育事業	15	15	15	15	15
企業主導型保育事業（地域枠）	3	3	3	3	3
供給－需要（人）	23	24	26	28	30

提供区域【中央東】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
需要（人）	70	68	67	67	66
供給（人）	94	94	94	94	94
特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
小規模保育事業	22	22	22	22	22
企業主導型保育事業（地域枠）	6	6	6	6	6
供給－需要（人）	24	26	27	27	28

【1歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	37	33	31	29	28
供給（人）	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	13	17	19	21	22

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	166	152	147	144	141
供給（人）	190	190	190	190	190
特定教育・保育施設	167	167	167	167	167
小規模保育事業	19	19	19	19	19
企業主導型保育事業（地域枠）	4	4	4	4	4
供給－需要（人）	24	38	43	46	49

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	163	157	154	150	146
供給（人）	173	173	173	173	173
特定教育・保育施設	137	137	137	137	137
小規模保育事業	32	32	32	32	32
企業主導型保育事業（地域枠）	4	4	4	4	4
供給－需要（人）	10	16	19	23	27

【2歳（提供区域別）】

提供区域【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	37	34	31	30	29
供給（人）	55	55	55	55	55
特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
小規模保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業（地域枠）	0	0	0	0	0
供給－需要（人）	18	21	24	25	26

提供区域【中央西】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	163	157	154	150	146
供給（人）	226	226	226	226	226
特定教育・保育施設	206	206	206	206	206
小規模保育事業	18	18	18	18	18
企業主導型保育事業（地域枠）	2	2	2	2	2
供給－需要（人）	63	69	72	76	80

提供区域【中央東】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	221	193	190	187	185
供給（人）	185	185	185	185	185
特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
小規模保育事業	30	30	30	30	30
企業主導型保育事業（地域枠）	5	5	5	5	5
供給－需要（人）	△36	△8	△5	△2	0

【0歳～2歳の見込み保育利用率】

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定のこどもの利用定員数}}{\text{0～2歳のこどもの数}}$$

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～2歳の人数（人）	1,831	1,718	1,680	1,646	1,612
3号認定の利用定員（人）	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106
保育利用率（%）	60.4	64.3	65.8	67.2	68.6

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保育所等で通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

現状

時間外保育事業（延長保育事業）は、令和6年度現在、すべての保育所で実施しています。利用者は令和3年度をピークに微減傾向にあり、令和6年度で690人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数（人）	750	808	716	702	690
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

今後の方向性

時間外保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能となるため、引き続き、現在の提供体制を維持していきます。

また、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	764	714	686	654	628
供給（人）	764	714	686	654	628
供給－需要（人）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育 など）

ア 幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

現状

幼稚園等における一時預かり事業は、令和6年度現在、すべての19箇所の幼稚園等で実施しています。利用者は年度により増減があり、令和6年度では44,719人日となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	42,826	47,149	44,174	48,980	44,719
実施箇所数（箇所）	19	19	19	19	19

今後の方向性

供給体制については充足しており、今後5年間においては現在の提供体制を維持・継続して保護者が利用しやすい環境づくりを推進していきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	49,550	46,400	44,150	41,350	39,050
供給（人日）	49,550	46,400	44,150	41,350	39,050
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	19	19	19	19	19

イ 保育所、地域型保育事業などにおける一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、小規模保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状

保育所、地域型保育事業などにおける一時預かり事業は、令和6年度現在、すべての保育所で実施しています。利用者は令和3年度をピークに微減傾向にあり、令和6年度で2,300人日となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	2,469	2,770	2,662	2,468	2,300
実施箇所数（箇所）	32	32	32	32	32

今後の方向性

供給体制については充足しており、今後5年間においては現在の提供体制を維持・継続して保護者が利用しやすい環境づくりを推進していきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	2,162	2,032	1,910	1,795	1,687
供給（人日）	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
供給－需要（人日）	2,158	2,288	2,410	2,525	2,633
実施箇所数（箇所）	34	34	34	34	34

(3) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童が、集団での保育が困難な場合や、保護者の就労などの理由で養育できない場合に、適切な保育環境が確保される施設で児童を保育する事業です。

現状

令和6年度現在、病児・病後児保育を1箇所で開催しており、利用者は年度により増減があり、令和6年度では110人日となっています。

また、アンケートの結果をみると、こどもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」の割合が8割弱となっています。その対処方法として、「母親が休んだ」との回答が最も多くなっており、母親又は父親が休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は約4割となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	157	38	50	149	110
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

今後の方向性

令和5年9月から既存の市立大宮保育園の病後児保育室に併設して病児保育室を開設しました。アンケート調査から病児保育に関するニーズがうかがえることから、引き続き、既存の実施体制において受け入れを図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	1,541	1,463	1,389	1,319	1,253
供給（人日）	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
供給－需要（人日）	19	97	171	241	307
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

(4) 利用者支援事業

こどもが健やかに成長できる地域を実現するため、こども及びその保護者などが多様な教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

また、本市の利用者支援事業は、重層的支援体制整備事業の包括的支援事業に位置付けられており、相談や関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行います。

現状

平成30年度から基本型、母子保健型をそれぞれ実施しています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2

今後の方向性

こども又はその保護者の身近な場所で保健・保育・教育、その他の子育て支援の情報提供及び、必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行っていきます。

また、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。支援にあたる窓口等の機能の強化と利便性を図るなど利用者支援を進めるとともに、関係機関と情報を共有するなど、連携して支援を行うネットワーク体制の強化を図ります。

また、地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと連携を図ることで、より迅速な実態把握と適切な対応に努めます。

提供区域【全域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施箇所数（箇所）	2	2	3	3	5	5
基本型	1	1	2	2	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを趣旨としています。

現状

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、令和6年度では33箇所で開催しています。利用者は増加傾向にあり、令和6年度で1,536人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数（人）	1,504	1,467	1,440	1,571	1,536
実施箇所数（箇所）	32	32	31	32	33

今後の方向性

本市の放課後児童健全育成事業は、「公設民営」を基本に、クラブごとに設けられた「育成会」等に事業を委託する形で実施しています。既に、全小学校区（ニーズの少ない小学校区を除く。）への設置は完了していますが、少子化に伴い市内全体の児童数は年々減少していくものの、大規模校のある地域等では、今後も利用児童の増加が見込まれることから、各小学校区におけるニーズの把握に努め、施設整備計画に基づいた施設整備を実施します。「富士宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第18号）等の各基準を満たし、こどもたちが心身ともに健やかに成長し、放課後を良好な生活環境で過ごせる居場所としての役割を果たしていけるよう、また、本事業の安定した運営が確保できるよう、事業の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	1,536	1,536	1,502	1,468	1,436
小学1年生	386	386	377	368	360
小学2年生	428	428	419	410	401
小学3年生	309	309	302	295	289
小学4年生	207	207	203	198	194
小学5年生	134	134	131	128	125
小学6年生	72	72	70	69	67
供給（人）	1,650	1,714	1,750	1,750	1,750
供給－需要（人）	114	178	248	282	314
実施箇所数（箇所）	33	34	34	34	34

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

病気、出産、仕事、育児上の心身のストレス等の事由により、家庭でこどもの養育が困難となった場合に、泊り（ショートステイ）又は日帰り（トワイライトステイ）で一時的に預かることで児童及び家庭の福祉の向上を図る事業です。

現状

令和5年度から当該事業を開始し、令和6年度現在、実利用者は18人、延べ利用者数は36人日となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	0	0	0	30	36
利用者実数（人）	0	0	0	7	18

今後の方向性

支援を必要としている家庭がより制度を利用しやすくなるように、事前に面談や情報提供を行います。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	48	48	48	48	48
供給（人日）	48	48	48	48	48
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（委託会員）と当該援助を行いたい人（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

現状

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の活動回数は、やや減少傾向で、令和6年度では2,246回となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動回数（人日）	4,139	3,484	2,109	2,631	2,246
受託会員実数（人）	29	27	24	29	20
受託会員登録数（人）	220	178	181	187	189

今後の方向性

本市では、アドバイザー1人をこども未来課に配置し、会員同士の連絡・調整を行うとともに、サブ・リーダーとして受託会員の中から5人をお願いし、アドバイザー不在の時でも対応できるようになっています。ニーズに対する供給体制は確保されており、引き続き、受託会員の確保に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	2,868	2,910	2,932	2,943	2,948
供給（人日）	2,868	2,910	2,932	2,943	2,948
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0

(8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とし、親子で楽しく遊んだり、親同士の情報交換をしたり、専門の保育士への育児相談もできる事業です。

また、本市の地域子育て支援拠点事業は、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられており、介護、障害、こども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図ります。

現状

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の延べ利用者数は、令和6年度で25,884人です。

また、アンケート調査の結果をみると、地域子育て支援センターを利用している割合は約2割となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人日）	17,998	20,414	23,150	29,275	25,884
実施箇所数（箇所）	7	7	7	7	7

今後の方向性

本市では、現在、直営で3箇所、業務委託で4箇所の計7箇所を開設しています。今後も未利用者の利用促進を図るため、地域子育て支援センターの実施内容について広く周知啓発するとともに、より気軽に利用できる施設となるよう、他の事業との連携に加え、施設の改修等を含めた施設整備を行うなど、事業内容の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人日）	29,359	29,359	29,359	29,359	29,359
供給（人日）	29,359	29,359	29,359	29,359	29,359
供給－需要（人日）	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	7	7	7	7	7

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

現状

乳児家庭全戸訪問数は、年々減少しており、令和6年度で560人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	715	714	681	573	560

今後の方向性

健康増進課の保健師又は助産師が各家庭を訪問し、育児の相談や、予防接種、健診などの説明をしています。今後も、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	563	551	540	529	518
実施体制 (確保方策)	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は助産師による全数訪問				

(10) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、虐待などが社会問題になっています。乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの情報などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭や、不適切な養育状態にある家庭、又は出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に関する支援を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。

現状

養育支援訪問数は、令和4年度までは減少していましたが、令和5年度には増加に転じ、令和6年度においては474人となっています。

実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ訪問数（人）	458	542	339	438	474

今後の方向性

健康増進課（保健センター）の保健師又は助産師が各家庭を訪問し、支援が必要な家庭への継続的な支援を行い、児童福祉や母子保健、学校教育、地域など複数の観点から関係機関と連携して、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	470	460	450	440	430
実施体制 （確保方策）	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は保育士等による養育支援の必要者への訪問				

(11) 妊婦健康診査事業

母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査に係る費用を助成します。

現状

妊婦健康診査の延べ受診件数は年々減少しており、令和6年度で6,336件となっています。

実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ受診件数（件）	8,561	8,659	8,359	7,156	6,336

今後の方向性

経済的な負担の軽減及び妊娠中の健康管理に努めるとともに、妊娠中から支援の必要な妊婦の把握に努め、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

提供区域【全域】	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量（件）	6,180	6,048	5,928	5,808	5,688
実施体制 (確保方策)	実施機関：市が産婦人科医療機関及び助産所に委託 実施体制：健診実施機関から結果報告により、健康増進課の保健師等が必要な支援を実施				

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

今後の方向性

訪問に従事する人員を確保するため、研修を行い実施事業所の拡大を図ります。また、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	26	25	24	23	22
実施体制 (確保方策)	実施機関：市が委託する事業所 実施体制：保健師等が必要と判断した家庭に対し、支援事業所が支援を実施				

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行います。

今後の方向性

事業対象となる児童の把握に努めるとともに、児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人を随時募集し、第3期計画期間内での事業実施に努めます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	20	20	20	20	20
実施体制 (確保方策)	実施機関：こども未来課				

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

子育てをする親子を対象に、子育て仲間をつくり、少し先を見通した育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃんと向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

今後の方向性

事業対象となる乳児世帯への周知に努め、親子の関係形成の構築を図ります。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	40	39	37	35	34
実施体制 (確保方策)	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師等				

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行います。

今後の方向性

妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげます。なお、1人あたり面接回数は3回/年で計上しています。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人回）	1,545	1,512	1,482	1,452	1,422
実施体制 (確保方策)	実施機関：健康増進課 実施体制：保健師又は助産師				

(16) 乳児等通園支援事業【新規】

保育園等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこどもを対象として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、保育所（園）や幼稚園などを利用する制度です。こどもは家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得ることで社会性が育まれ、こどもの健やかな成長を促します。また、保護者には子育てに関する情報提供や相談を行います。

今後の方向性

令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、試行実施自治体や近隣の市町の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施していきます。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要（人）	59	57	55	55	53
0歳児	26	26	25	25	24
1歳児	16	16	15	15	15
2歳児	17	15	15	15	14
供給（人）	16	57	55	55	53
0歳児	8	26	25	25	24
1歳児	4	16	15	15	15
2歳児	4	15	15	15	14
供給－需要（人）	△43	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

今後の方向性

必要な時にケアが受けられるよう、母子保健事業においてニーズを把握し、必要な人にサービスが提供できる体制を整備します。

提供区域【全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人日）	492	484	473	463	455
実施体制（確保方策）	実施機関：市が委託する事業所（実施機関からの結果報告により、健康増進課の保健師等が必要な支援を実施） 実施体制：保健師又は助産師				

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び新制度未移行幼稚園における副食材料費に要する費用の補助を行う事業です。新制度未移行幼稚園における副食材料費に要する費用の補助については、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、こども、子育て家庭、若者を主な対象としています。そのため、まずはこの主な対象が本計画の存在を知り、必要に応じて公的な相談や支援につながるができる環境を整えます。また、本計画の理解が難しいこどもに対しては、行政や学校はこどもを守る立場にあることを根気強く伝え、困った時に頼ってもらえる関係性の構築を目指します。さらに、保育・教育施設や民間団体にも本計画の周知を図り、共通の認識をもった上で事業を行えるようにします。

しかし、こども・若者等を地域で支え、健全な成長を促すためには、計画の主な対象以外にも広く本計画について周知することが大切です。子育てに追われて家にこもりがちとなる親子や独りで悩みを抱え込む若者もいることから、周囲が異変に気が付いて適切な支援につなげることで、助かる人もいと考えられます。そこで、市民や企業・事業所等に対して広く本計画の周知を図るとともに、地域としてこども・若者等を守るという意識の向上に努めます。

(2) 推進・連携体制の構築

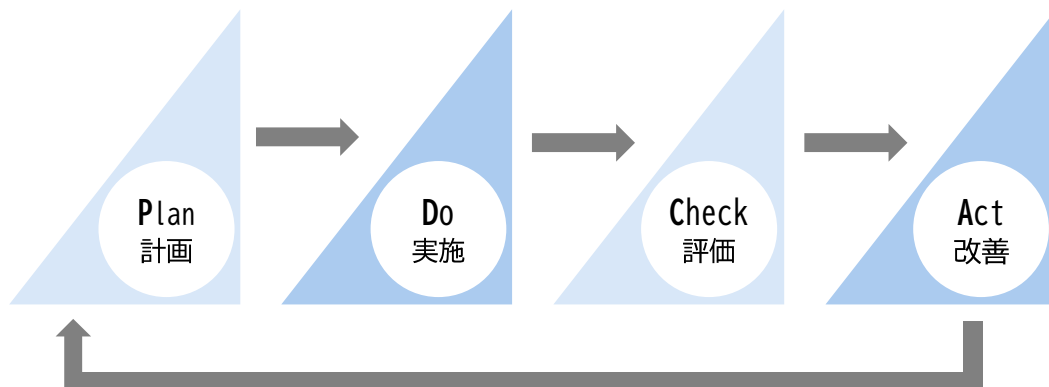
本計画はこども・若者等の生活に関わる事項を広く網羅していることから、本計画に記載されている取組は多分野にわたっています。そのため、こども・若者等からの相談を確実に適切な支援につなげるためには、庁内各課同士が横断的に連携することが重要となります。

また、民間団体や関係機関との連携体制を強化することで、支援までにかかる時間を短縮したり、より適した支援を提供したりできるように努めます。

場合によっては、緊急対応を要する事態も考えられることから、官民間わずにスムーズな連携ができるよう、日頃から良好な関係性の構築に努めます。

(3) 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

本計画に記載されている取組は、富士宮市こども・若者支援推進本部及び富士宮市子ども・子育て会議において進捗が管理され、適切に推進されているかが評価されます。この一連の進捗管理には、PDCAサイクルが活用されます。計画（Plan）した取組を実施（Do）し、その効果を評価（Check）します。評価によって改善（Act）が必要だと判断される場合には改善を加え、再び取組が計画・実施され、さらにその効果が評価されます。このサイクルを繰り返すことで、実効性のある取組を継続的に実施できるようになります。



資料編

資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和6年3月1日 ～3月20日	子育て支援に関するアンケート調査 実施
令和6年5月22日	第1回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 富士宮市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果について (2) 就学前教育・保育施設の状況について (3) 富士宮市こども計画について
令和6年7月9日 ～8月13日	若者の生活や少子化等に関するアンケート調査 実施
令和6年9月7日	富士宮市がこんなまちになったらいいな ♪ ワークショップ 開催
令和6年10月17日 ～10月31日	こども・若者の居場所等に関するアンケート調査 実施
令和6年10月21日	第2回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 若者の生活や少子化等に関する調査結果について (2) 「富士宮市がこんなまちになったらいいな♪」ワークショップについて (3) 第2期富士宮市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業評価について (4) 将来推計と各事業のニーズ量について (5) 公立保育園定員減少について
令和6年11月2日	二十歳を迎える方と市長が語る会 開催
令和6年12月19日 ～12月22日	居場所づくり関係者へのヒアリング調査 実施
令和7年1月20日	第3回富士宮市子ども・子育て会議 開催 (1) 富士宮市こども計画の素案の検討
令和7年2月3日 ～3月3日	パブリックコメント 実施 (提出意見 9名)

2 子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 22 日
富士宮市条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、富士宮市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(一部改正〔令和 5 年条例 9 号〕)

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 子育て会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 6 条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(一部改正〔令和 5 年条例 25 号〕)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年富士宮市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和 5 年 2 月 22 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 12 月 7 日条例第 25 号)抄

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	団体名等	備考
1	吉田 智昭	幼稚園の代表	委員長
2	足立 武裕	認定こども園の代表	副委員長
3	神山 か代子	小規模保育施設の代表	
4	高木 法勤	幼稚園保護者代表	
5	渡邊 勇介	認定こども園保護者代表	
6	佐藤 麻美	公立保育園保護者代表	
7	遠藤 裕美	富士宮市PTA連絡協議会の代表	
8	譽田 一徳	主任児童委員連絡会の代表	
9	佐野 智史	児童クラブ育成会の代表	
10	鴨狩 美枝	社会福祉協議会	
11	加納 永子	子育て支援団体の代表	
12	河村 千文	事業者の代表	
13	佐野 宣子	公立保育園の代表	

富士宮市 こども計画

令和7年3月 発行
富士宮市 こども未来課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL : 0544-22-1146 FAX : 0544-22-1401

